

# HELPER NETWORK

ヘルパー ネットワーク

2010 No.63

P.2 介護を長く続けていくための「介護者を支えるケア」

P.7 感染症対策の実際

P.11 研修会報告「スキルアップ講座」

P.12 訪問介護サービスQ&A

P.14 福祉情報虎の巻「移動サービス」

私たちも再度「生活を支えるホームヘルパーの役割」をあらためて認識し、日頃のケア、実践を通して感じていることを、法改正に反映するために、取り組みを始めていきましょう。

今までの職能団体としての活動に對して行政も動いたのか、厚生労働省は「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直しに関する意見」を募集したり、また広く国民に對しても「介護保険に関する意見」を募集するなど、次の介護保険法改正に向けての準備に入ったように思われます。

8月の終わりに政権交代という大きな出来事があり、10月からは介護職員への処遇改善として交付金の手続きも始まりました。そしてこれからケアのあり方としては“在宅生活を継続できる環境・地域の構築”が求められてきていると思います。

ホームヘルパーは、専門職との連携のみならず、その人が暮らすご近所へもアプローチを行い地域ケア体制を進めていくためにも、しっかりととしたアセスメント力を身に付ける事が必要です。

今までの職能団体としての活動に對して行政も動いたのか、厚生労働省は「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直しに関する意見」を募集したり、また広く国民に對しても「介護保険に関する意見」を募集するなど、次の介護保険法改正に向けての準備に入ったように思われます。

全国ホームヘルパー協議会  
副会長  
**卷頭言**  
鍋谷 晴子

# 介護を長く続けていくための「介護者を支えるケア」

香丸 真理子 特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい 前理事長

## 1. ケアする人をケアする必要性

皆さんは、「ケア者ケア」という言葉を聞いたことがありますか。仕事を関わることからすぐ頭に浮かぶのは、訪問先の利用者さんを介護しているご家族をケアすることではないかと思う方もいらっしゃるでしょう。当然そのことも「ケア者ケア」です。しかし、もつとも身近に考えなければならないことは、同じ仕事をする仲間であるヘルパーをケアする視点ではないでしょうか。

ホームヘルパーの仕事を選んだ理由では、困った人の役に立ちたいとか、人と接するのが好きであるから、と言う人が多くいます。家事・介護そして育児などの経験や生活技術を生かすことができる仕事がはりやすいこともあります。しかし、それを活かせるとしてもヘルパーの仕事は、在宅で利用する人それに添ったケアをするわけですから想像以上に難しいのは、ヘルパーさんだったら日々感じていること

です。短い時間の中で、利用者と家族を含めてさまざまな人間関係や過去の生活歴などを頭に入れてケアをしなければなりません。一見簡単な掃除などの生活援助のケアでも、利用者の生活に対するこだわりは皆違っています。「あの時、利用者は私に何を言おうとしていたのか」などケアが終わって気になることや悪い感情が残ることがあります。そして双方の考え方や価値観の違いと気持ちのずれによる不安定な関係が続くと、小さなミスが事故や苦情につながってしまうことがよくあるものです。そん

な時に、一人で抱え込まず誰かに気持ちを聞いてもらえる相手がいると「ほつと」して息を抜くことができます。ケアの仕事に悩みはつき物です。溜め込まないでケア者同士が話をするとことがとても重要な時間であり仕事であると考えます。疑問や悩みを吐き出しながら、支えあう仕組みがあれば、自分だけの疑問や不安だと思っていたことが他のヘルパーが感じている問題であったりすることもあり、ケアの質を改善することや対策につなげられことがあります。

ケアする人を大切にするケアは、長く安心して働ける組織環境があると言えます。福祉サービスの人材確保の条件で最優先される視点ではないでしょうか。当団体のケアサービスの提供の仕組みを紹介させていただき、皆さんが職場でケア者を支える仕組みをつくる一つの方法として考えてみてください。

## 2. アビリティクラブたすけあい（ACT）の紹介

んから高齢者まですべての人が対象です。33団体のたすけあいワーカーズはACTの自立援助サービスを中心にして、在宅生活を支援する訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業など公的制度内の事業も行っています。

## 3. コーディネーターとケア者のチームケア

ACTは設立当初からケアサービスを提供するためには、コーディネーターが必須であると考えてその養成を行ってきました。利用者が希望するケア内容を十分聞き取り、「自立支援」に必要なサービス内容を調整し、ケアチームを編成して複数のケア者によりサービスを行います。時には利用者・家族から同じケア者が良いといわれるかもしれませんが、お互いになれあいにならず、継続して安定したサービスが提供されることを説明することで概ね理解をしていただけことが多いです。

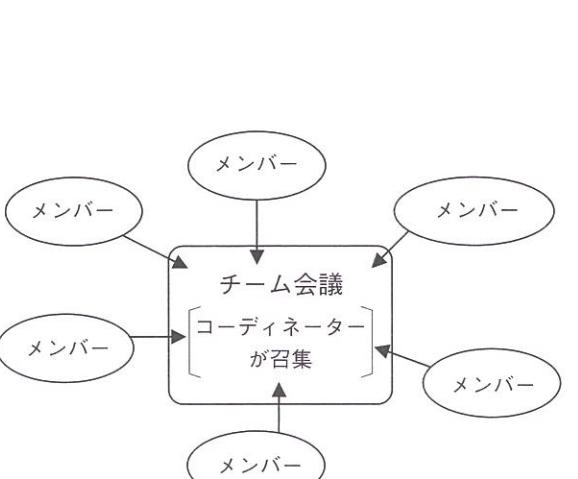
訪問介護におけるサービス提供責任者は、まさにコーディネーターの役割と責任をもつ人です。コーディネーターという言葉には、「調整する」ほかに「対等にする」という意味があります。利用者・家族とケア者の双方の立場を関係調整しながら、本人が望む生活への支援をします。家族はもちろんのことご近所や地域包括支援センターなど地域資源をつないで支援をしています。コーディネーターとケア者の関係も

当然ですが指示・命令的な上位下達の関係ではありません。それぞれの立場と責任を自覚する、気がついたこと・提案したいことなど何でも意見を出し合って、利用者のケアを確認・変更していくけるチームケアをつくるのが役割です。ケア者はケアの経験を積みながら、コーディネーターに必要な専門知識を学ぶコーディネーター養成講座がありキャリアアップすることが用意されています。

## 4. チームケアの質を支える会議

ACTでは、チームで行うケアの質を高めるために、チーム会議とコーディネーター会議を行っています。

### チーム会議



### (5) 柔軟性をもちます

ケアを受ける人の生活は常に変化をすることです。援助する側が柔軟に受け止め、フレキシブルな対応が必要です。

### (6) ケアサービスの課題を政策提案します

一人の利用者のニーズが、暮らしやすいまちづくりの提案になります

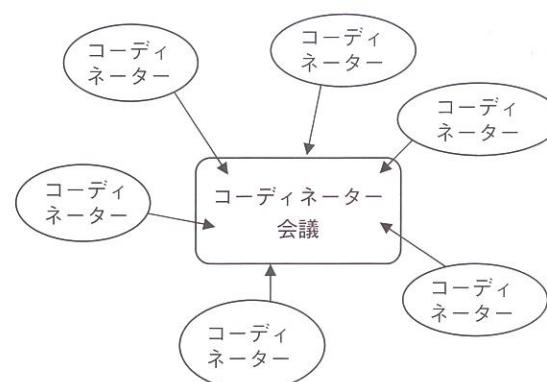
# HELPER NETWORK

ーがメンバーを招集しチーム会議を開催します。

\*チーム会議では、メンバー間のケア状況の報告と、今後のケア課題について問題を共有し改善策を話し合い確認します。

\*コーディネーターは、チームメンバーがケアで困つてないかななど相談できる体制つくることが大切です。

## 【コーディネーター会議】



\*コーディネーターは月1～4回のコーディネーター会議に参加する。

\*コーディネーター会議は、各コーディネーターの担当する利用者の状況把握とケアに対する課題について話し合います。

\*利用者の事故や苦情など困難ケースについてコーディネーター全員で検討する

\*ケア者の研修や事例検討の企画をする

これらの会議では、ケアを行うメンバー同士あるいはコーディネーター同士が情報交換を行い、研修や事例検討を行ったりすることで、日ごろ行っているケアについて振り返りと見直しを図ります。ケア者一人ひとりが「考えるケア」を実践できることを目指しています。

ここで、あるワーカーズのある日のコーディネーター会議の様子を紹介します。コーディネーター会議で、何をどういうふうに話し合い、決めていっているのかを通して、具体的な会議の効果についてご理解いただけるのではないかでしょうか。

ここでは、月に2回、木曜日の10時～12時に、コーディネーター会議が開かれています。

メンバーは、Aさん（コーディネーター歴9年）、Bさん（同6年）、Cさん（同3年）、Dさん（同2年）、Eさん（同1年）の合計5人です。

### ●コーディネーター会議の風景

ここでは、月に2回、木曜日の10時～12時に、コーディネーター会議が開かれています。

Aさん（同2年）、Bさん（同1年）の合計5人です。

### 【ケア者から情報を引き出し、言葉にしてもらう】

新人ケア者の場合

Eさん：新人さんが、障がいのある子どものケアに入った時、「子どもの名前を呼び間違えてしまったら、子どもが泣き出してしまう」と報告がありました。

### 【自分のケアについて振り返ることの大切さと、気付いてもらうことの難しさ】

家族からのクレームとケア者の気持ちのズレ

Bさん：ひとり暮らしの高齢女性の家族から苦情の電話。「ワゴンの上に置いてあるワックスがこぼれて床が汚れてしまった」

ケア者にすぐに確認すると、「ワックスを使って床磨きをした」とわかりました。

### 【自分のケアについて振り返ることの大切さと、気付いてもらうことの難しさ】

家族からのクレームとケア者の気持ちのズレ

Bさん：ひとり暮らしの高齢女性の家族から苦情の電話。「ワゴンの上に置いてあるワックスがこぼれて床が汚れてしまった」

ケア者にすぐに確認すると、「ワックスを使って床磨きをした」とわかりました。

「私も新人の時、名前を間違えたことがあります。子どもは素直に反応しないから泣いたと思う。もし、あなたが名前を間違えて呼ばれたらどんな気持ちか考えてみて」と何気なく伝えて考えてもらいました。

自分が翌週ケアに入れない理由を「テニスに行くので来週は来られません」と利用者に直接伝えてしまった。利用者からの苦情はなかたが、「個人的な都合を利用者に言つてはいけない」と言い、考えてもらいました。「相手の立場に立つて考えてみたらどのよう

に思う?」「ああ、そうですね。利用者は来ない理由は聞いていなかつたのですね、ましてテニスに行くと聞いたら、少し不快に感じたかもしぬれませんね」新人さんはしっかりと自分で振りかえり気づいてくれました。

ました。早速、利用者宅へ行つてみると、たしかに、ワックスの容器の口がゆるくなつていて、ほとんど中身が流れ出していました。ケア者のせいかどうかはわかりませんが、ワックスを使つたことははつきりしていたので、こちらが責任をもつべきと判断しました。

ケア者には、「事故が起きたのは事実ですから利用者へお詫びしましたので心配しないでください。ただ、今回は何事もなくよかつたけど、ひとり暮らしの人のので、用具や火の始末については、チーム全体で徹底していくかなくてはならない」ということを伝えました。

Aさん：そのケア者の気持ちはどうですか？Bさん：ケア者には「きちんと片付けてきたのに…」という気持ちが残っています。

また、ワックスがけはケア内容に入

つていなかつたので、コーディネーターの私は時々ワックスがけをしている

ことを知りませんでした。「少し時間があまつたから、ワックスでもかけようと思つてやつたのよ」と言つています。

した。ケア者は自分の価値観では掃除の中にワックスがあると思つていいと言つています。

Cさん：ケア者にはどのように理解してもらつたらしいのかしら？

Eさん：「利用者にとつていいことをしている

あるケア者が気にかかります。

Cさん：佐藤さん（ケア者歴5年・この仕事に積極的に関わっている）が最近落ち込んでいます。どんなケアでも気持ちよく引き受けてくれる人なので、無理をさせてしまつたと思っています。最近、大きな手術をしたこともあるって、体調があまりよくないと言つていたし、

「もう働けない」ともらす言葉が気に

## 5. ケア者をケアするコーディネーターの役割

コーディネーターの役割は、ケア者の体調だけでなく仕事へのモチベーションの有無も考えて、タイムリーに適材適所に利用者とマッチングするチームをつくっていくことですが、その過程で起きるケア者の小さな心の葛藤を受け止

めています。どんなケアでも気持ちよく引き受けてくれる人なので、無理をさせてしまつたと思っています。最近、大きな手術をしたこともあるって、体調があまりよくないと言つていたし、

「もう働けない」ともらす言葉が気に

め、サポートしていく仕事もあるのです。

大変難しいことですが、コーディネーターは、ケア者が気になってしまっていること悩んでいることをケア者との会話やふともらした言葉や表情の変化などから気付く訓練をする必要があります。

ケア者がケア終了後に、文書報告するだけではなく、コーディネーターと顔を合わせて対応できる環境があるといいですね。ケア者も個性があり、熱意あふれる人、淡淡と仕事をこなす人、

身体介護の技術は抜群の人、介護はまだ上手くないけれど家事は上手な人、いろいろなタイプの人があるチームになって、利用者の生活を支援しています。また、利用者も同じように違いがあるわけですから、利用者とケア者の考え方の不一致は日常的に起きます。ケアの現場で起つたことを振りかえり共有して、不一致の原因を話し合うプロセスが大事です。ミスや事故そして苦情は日々起きて不思議のない世界です。このような仕事の環境を客観的に据えて前向きに対応できる予防システムとして、実際に即した形での話し合い（ミーティング）の機会を柔軟につくることです。

しかし、コーディネーターでは解決できないような理不尽なケア要求や苦情など、困難事例に遭遇することも想定しなければなりません。ケアができない、ケアを続けることが苦痛であるという状態が見られたときは、その感情を受け止めケア者を孤立させない組織全体のケア者支援の取り組みが、絶対に必要です。介護者が安心して働くため「介護者を支えるケア」を実

践できる環境を、みなさん一緒に広げていきましょう。

最後に、「ケア者が知つておくと安心の5か条」をご紹介します。

これは、ケア者をケアすることにも役立つ内容です。ケア者としても、コーディネーターとしても知つておくと、より良いケアにつなげられるのではないでしようか。

#### ケア者が知つておくと安心の5か条

1. ケアを通して自分の傾向を理解する

人と接したときに現れる、自分のケアの癖や感情の反応パターンを知ることによって、自分が不得意な仕事や苦手な人への対応が鍛えられる。

#### 2. 「引き受け義務」に注意する

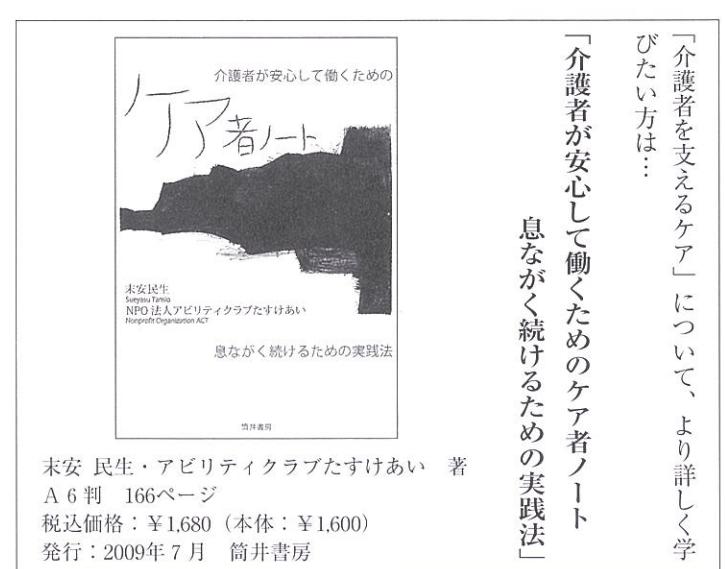
「ケアを受ける人に不快感を与えてはいけない」「誰にも平等で優しい対応をする」「ケアを断つてはいけない」などケア者の義務となつていてことに對して「引き受けすぎにならない」ことに注意。自分がケアを引き受けられる許容量が、他者を引きうける許容量であることを知る。

#### 3. ケアは「感情ワーク」である

ケア者は自分の感情をコントロールしながらケアをしているが、時には利用者の感情に巻き込まれたり、反対に気持ちが動かないこともあります。これが自然な感情である。

#### 4. うまく立ち止まつて考える

相手に対する否定的な感情を抑えたり、悩



末安 民生・アビリティクラブたすけあい  
A 6 判 166ページ  
税込価格：¥1,680 (本体：¥1,600)  
発行：2009年7月 筒井書房

んで苦しいことを伝えるのは恥ずかしいことではない。立ち止まって、感じていることを同僚に話して聞いてもらう。

5. 言葉に出して表現する訓練をする

ケアを通して経験する、戸惑いや怒りなどを言葉になりにくく不安を言語化することで、自分の気持ちの整理や客観的なケアの振り返りができる。

## 感染症対策の実際

鍋谷 晴子 金沢春日ケアセンター ヘルパーステーション

HELPER NETWORK

HELPER NETWORK

感染症といえば、最近では新型インフルエンザ、少し前にはノロウイルスなどが注目されていますが、昔からある結核なども今でも話題に上るテーマです。当事業所は、老人保健施設を母体とするため、基本的な枠組みは施設に準じています。感染症も含め疾病や事故の予防のためにはどういう事に気をつけていくか？はリスクマネジメント委員会が設置されていて法人全体として対応しています。

その中で訪問介護事業所の感染症対策についての取り決めをご紹介します。

### 1. 対応の基本

まず、ホームヘルパーとして一番気をつけないといけない事は、利用者の方のお宅からお宅にうかがう訳ですから“感染の媒体とならないこと”に尽きます。本当は洋服もお宅や靴下ぐらいはお宅ごとに交換しています。

また、手洗い・うがいを訪問時と退室時には必ず、ホームヘルパーとして一番気をつけないといけない事は、利用者の方のお宅からお宅に着替えたところですが、せめてエプロンや靴下ぐらいはお宅ごとに交換しています。

#### ◆ 感染症とは？

私たちの周りには多くの微生物の存在があります。健康な状態の時は共生していますが、抵抗力が落ちて発熱など何らかの症状が出た場合を感染症といい、初めて病気と扱われます。

#### ◆ 予防するためには何に気をつければ良いか？

- ◎ 感染源を感染しない程度に除去する
- ・一般的には手洗いうがいを行なう。“1作業1手洗い”を心がける（石鹼と流水が認めないと情報提供がされない事もあります。
- ・手指を消毒する
- ◎ 感染経路を遮断する
- ・予防接種を受ける
- ・体力をつける（適度な運動やバランスの良い食事）
- ◎ 抵抗力をつける

近年では、スタンダード・プリコーション（標準予防策）が基本的な予防方法として推奨されています。「すべての患者の血液・体液・排泄物は感染源の可能性があるものとして取り

チェック欄	項目
	睡眠は十分とれているか
	応答にいつもと変わりはないか
	食欲はあるか、水分は十分とれているか
	口内炎や歯ぐきの異常はないか
	体温はいつもの比べてどうか
	聞こえづらかないか
	鼻水・鼻づまり・くしゃみはないか
	咳や痰はないか
	息苦しい様子はないか
	下痢や便秘はないか
	皮膚の異常やかゆみ・痛みがないか

チェックポイント

卷之三

手洗いの衛生と消毒の習慣をつける

が、どんなに気をつけていても、感染症は発生してしまうことがあります。その場合、できるだけ早期に対応することが、その影響を最小限にとどめることにつながります。ここでは、感染症の疑いを発見するきっかけとなるチェック

3 感染症が発生した

(類貝)

ノロウイルス  
..魚介類（特にカキなどの）

## ◆ 感染経路別予防策とは？

予防のための対応ルールとしては、以下の4つのポイントが挙げられます。

- ①取り決めに従つて連絡・報告を行うこと
- ②情報収集をすること
- ③体調管理をしつかり行うこと
- ④何より各自が感染症への意識を持つて自己防衛すること

2. 具体的な予防策

④咳やくしゃみなどで唾が飛び散る可能性がある場合は、マスクやゴーグルを着用する

③触れてしまつた場合は、速やかに手洗いをする

②衣服が汚れる可能性がある場合は、プラスチックエプロンを着用する

①使い手袋を外した後には必ず手洗いをする

扱う」という考え方です。（疾患管理予防センター（米国）が感染対策ガイドライン提唱）

と、次表のようになります。

感染経路	感染様式	原因となる微生物	予防策
接触感染	直接・間接的に触れる事で感染	ヒゼンダニ（疥癬） しらみ MRSA ヘルペスウイルスなど	手洗いの励行 手袋・予防着の着用
飛沫感染	咳・くしゃみで飛び散る物を吸い込み感染	インフルエンザウイルス マイコプラズマなど	手洗い・うがいの励行 マスクの着用
空気感染	空気中を浮遊している病原体を吸い込み感染	結核菌 麻疹ウイルス 水痘 帯状疱疹ウイルスなど	換気 マスクの着用

- ## ・エプロンの着用 ・誤嚥の予防（姿勢）

4. やうじに

腸炎ビブリオ .. 海産生魚介類・その加工品  
黄色ブドウ球菌 .. おにぎり・弁当・牛乳など  
○—157 .. 井戸水・加熱不十分な食品

※参考) 毒する  
サルモネラ菌　..卵製品・鶏肉・乳製品

- ・トイレ掃除は状況に応じて消毒薬を使用
- ◎買い物・調理
- ・食中毒への配慮（食材は十分加熱する）
- ・手洗いと器具などの洗浄・熱湯消毒・乾燥
- ・食中毒予防の3原則は　菌をつけない・菌を増やさない・菌を殺す

- ◎洗濯
  - ・洗濯前の衣類は抱えて持たない
  - ・完全に乾燥させる
- ◎掃除
  - ・必要に応じてエプロン・マスクを

卷之三

ん。規則正しい生活やバランスの良い食事、適度な睡眠を心がけ、自分の身体の健康を保ちましょう。ストレスのコントロールも大切ですか  
らご自分のストレス発散法を見つけましょう。

感染症は、原因と対策を理解して、予防も普段から行うことでのリスクは低くなります。安心して働ける環境を私たちで作りましょう。

まずはオーラムヘルバー自身が感染症に関する意識と知識をしっかりと持つことが大切です。自分で対策ができるか確認することも忘れないで下さい。

4. わざじに

○—157 黄色ブドウ球菌..おにぎり・弁当・牛乳など  
..井戸水・加熱不十分な食品

※食中毒の原因微生物  
(参考)  
サルモネラ菌　..卵製品・鶏肉・乳製品  
腸炎ビブリオ ..毎年主に夏秋の間で発生する  
毒する

- ・手洗いと器具などの洗浄・熱湯消毒・乾燥
- ・食中毒予防の3原則は 菌をつけない・菌を増やさない・菌を殺す
- ※週に1回はまな板や布巾を漂白剤につけ消

◎ 洗濯・清拭の介助

- ・ 手袋・エプロンの着用
- ・ 汚染時の衣類の洗濯
- ・ 皮膚の観察
- ・ 介助後の手足はきちんと

- ・ 手洗いと手袋の着用
- ・ エプロンの着用
- ・ 汚物の処理方

今年度の全国ホームヘルパー協議会スキルアップ講座は、東北ブロックホームヘルパー研修会との合間開催とし、東北各県を中心に、全国から84名の参加を得て開催しました。

まず、全国ホームヘルパー協議会の中尾会長、事務局の全社協地域福祉部から、ホームヘルプサービスをめぐる状況と今後の展望、ホームヘルパー協議会の役割について、基調報告を行いました。この中では、ホームヘルパーが担つてきた在宅の生活を支えるという役割や、今後目指すべき介護サービスのありかたやホームヘルパー協議会が担う役割について報告するとともに、昨年4月の介護報酬改定や処遇改善交付金などを含めた制度・施策動向等について改めて解説を行いました。

メインのプログラムは、渡辺裕美先生（東洋大学・教授）を講師に迎え、講義と演習「自立支援を目指すホームヘルプサービスの展開」を行いました。

講義の前半では、現在の訪問介護の状況について、特に24時間訪問介護が進んでいない状況で、特に24時間訪問介護が進んでいない状況

とその要因について解説がありました。そして、地域密着型サービスの「夜間対応型訪問介護」を活用した、実際に24時間訪問介護を行っている事例や海外の例が紹介され、具体的なサービス展開の工夫や、利用のメリットについて学びました。

引き続い、ホームヘルパーが自立支援を目指した介護を行うためのポイントについて、本会発行の「自立支援のホームヘルプ」も活用して、ホームヘルパーの役割や「生活」にかわるという強み、その強みを生かしたサービスの方法について講義が行われました。そして、具体的な利用者像を示した事例により、「訪問介護計画」を作成する演習を行いました。演習では、質を管理するサービス提供責任者の役割を踏まえつつ、生活行為を分解する、本人とともに行動するといった視点をもつて自立支援を目指したケアの展開を実現する方法を具体的に学びました。

参加者の方々からは中身の濃い、有意義な研修だったとの評価を多くいただきました。

【参加者の方々の感想  
～参加者アンケートから～】

・演習を通して、他県・他事業所のヘルパーさんの話も聞いて、自分にはない考え方などを知り、新たな発見となつた。

・生活行為を分解することにより、本人がやれること、支援が必要なことが見えてくることがよく分かった。

・利用者ご本人の気持ちを高めて閉じこもりを防ぎ、生活の幅を広げる・維持することにゴールがあることがよく分かった。

・ホームヘルパーという専門職の重要さをあらためて考えさせられた。利用者の方それぞれに応じた支援を心がけて仕事をしていきたい。

・サービス提供責任者として、ヘルパーがサービスの中で困っていることに、どのように対応（支援）すれば良いかも学ぶことができた。

会日程：平成21年10月30日（金）～31日（土）

## 研修会報告「スキルアップ講座」

事業所内への周知文書例（金沢春日ケアセンター）

### インフルエンザにかかった場合の対応

(リスクマネジメント委員会・平成21年10月1日版・10月6日一部修正)

**かかる前に**

- ◆平時からのマスク着用と手洗いを、しっかりと実行してください。
- ◆健康管理に注意し、外出時も人ごみを避けるなど、かからないよう意識してください。
- ◆首から上(顔・頭)を不要に触らないよう習慣づけてください。

**職員がかかった場合**

- ◆まずは疑いの段階から上司に報告して指示を受ける。
- ◆診断が確定、または上司から指示がある場合は…

→ 発熱中は出勤停止

→ 解熱後2日をあけて出勤可能。(解熱後3日目から)

→ ただし、上気道炎症状がある場合は、それが治まるまで。

※診察した医師によっては、上記と違う指示をすることがあります。この場合は上司に報告し、相談をしてください。

**イメージ図**

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
上気道炎症状・発熱 報告→受診	熱発	熱発	解熱傾向	解熱	解熱 上気道炎症状回復 報告・指示受け	出勤可能 (必ずマスク着用)
診断確定なら出勤停止措置					翌日から出勤可能の指示	

◆所属する部署では、休んだ日から7日間は部署職員、利用者さんの健康チェックをしてください。

**職員の家族がかかった場合**

- ◆出勤できます。マスクと手洗い必須です。(お子さんの看護等で出勤できない場合や、診察した医師が休むよう指示をした場合は、原則これを優先しますが、まずは上司に報告し相談してください)

◆診断が確定した場合、または上司等から指示がある場合、7日間は部署職員、利用者さんの健康チェックをしてください。

この文書は「新型インフルエンザによる職員の出勤停止等に関する規則案(平成21年8月27日版)」をもとに作成しています。

## 訪問介護サービスQ&A

平田 厚（弁護士）

### Q1 ホームヘルパーによる代筆

目の不自由な利用者が新しく銀行口座を開設することになり、本会のホームヘルパーが必要書類の代筆を頼まれました。どのように対応したらよいでしょうか。また、代筆をする場合の注意点について教えてください。

A1

目の見えない利用者が新しく銀行口座を開設する場合、自分で必要書類に記入することができないときもあるわけですから、必要な書類を誰かが代筆しなければならないことになります。インターネット上の「全国銀行協会（全銀協）」の「銀行とりひき相談所」にも、「夫婦ともに視覚障害者（弱視）のため、銀行で両替依頼書の代筆を行員に依頼したが、断られた。利用者の立場になつて代筆に応じてほしい」という要望が出されています。それでは銀行員が必要書類を代筆していいかというと、な

ですから、本人の判断能力に不十分な要素があれば、口座開設の時点からヘルパーが自分で行うのではなく、日常生活自立支援事業を利用したほうがいいでしょう。

### Q2 緊急時の対応

本会のヘルパーが訪問に行つた際、家のなかでAさんが倒れているのを見発しました。家には鍵がかかっていてどこからも入ることはできず、家族とも連絡がとれなかつたため、ヘルパーは窓を破って中に入り、救急車を呼びました。Aさんは一命をとりとめましたが、後日、Aさんの家族から「窓の修理代を弁償してほしい」と言わされました。どのように対応すればよいでしょうか。

A2

今回のご質問は、まさに事務管理の典型的な事例です。家のなかでAさんが倒れているのが見えているにもかかわらず、鍵がかかっており、しかもAさんの家族とも連絡が取れなかつたというのですから、Aさんの生命を救うためには、窓を割つて中に入り、Aさんの状態を確認してすぐに救急車の手配をする、というのが最も合理的な方法であつたと評価できるでしょう。だからこそAさんは一命をとりとめたわけです。ヘルパーは命の恩人であつて、窓

かなかそういうもいきません。預金者と銀行とは客観的に利益が相反する立場にあるのですから、銀行員が代筆していくというのも考えものですが。そこで各銀行では、特別に視覚障害者のための相談窓口を設けているようです。それぞれの銀行の取扱いも聞いておいたほうがいいかもしれません。

ただそうなると、利用者がホームヘルパーに代筆を依頼したくなるのも当然です。銀行員がやらず、ほかに身近な人がいないと必然的にそいうなるでしょう。法律的にみて重要なのは、預金口座を開設するという意思であつて、必要書類を誰が書くかということではありません。必要書類を本人が書いたほうがいいのは、本人が書けば本人に預金口座を開設する意思が明らかであるからにすぎません。視覚障害者であれば、他人が代筆する必要性も合理性も認められますから、法的には問題ありません。

しかし注意しなければならないことも、それと同時に出てくることになります。他人が代筆した場合には、本人が死亡したりすると、本人確認が求められます。口座開設だけでなく、今後も預金払戻などのお手伝いをしなければならない可能性も高いの本人確認が求められます。

の修理代はAさんの命の価値とは比べ物にならないはずです。それでもかかわらず、窓の修理代を支払わなければならないものなのでしょうか。

事務管理とは、義務なくして（つまり自発的に）他人のために事務の管理を行うこととされています（民法697条1項）。本問のヘルパーは、福祉サービス利用契約に基づく家事援助等のためにAさんの自宅を訪れています。そのため、ヘルパーはAさんの安全に配慮すべき義務を負っているのですが、サービスを提供している最中にAさんが意識不明になつたのならともかく、サービスを提供するために訪れただけでもAさんの救命活動をしなければならない法的義務はありません。したがって、ヘルパーのなした行為は、事務管理として捉えることができます。

事務管理は、他人のために本人の承諾を得ないで事務の管理を始めるのですから、他人の権利を侵害する可能性を常に秘めています。したがつて、いわば「余計なお世話」にもなりうるのです。しかし民法は、他人のためにする意思をもつて最も本人の利益に適合する方法で事務管理を行う限り、違法な行為とはならないと定めているのです。そして、事務管理者が、本人の身体・名譽・財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をした場合には、悪意または重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとされています（民法698条）。ここでの「身体」

《出典（一部修正して転載）》  
平田厚『Q&A 社協活動をめぐる法律相談』  
全社協地域福祉推進委員会（平成21年8月）

# 福祉情報虎の巻 「移動サービス」

移動サービスとは、何らかの理由により移動に困難を伴う人に対して、車を使って外出の支援を行うサービスです。ホームヘルパーにとつては、日頃のサービスとして行っていたり、あるいは連携ことがある、比較的身近なサービスでしょう。移動サービスには実施形態、利用者や介助の範囲、地域事情、根拠となる制度等によってさまざまな形態が存在します。

## 移動サービスとは

通勤・通学や買い物等、一見当たり前のこのような外出であっても困難を感じている人が、高齢者や障害者を中心に総人口の数%いると言われています。ベビーカーを押しての移動や、例えば、人ごみが苦手な知的障害者や精神障害者、車を持っていない人等も含めると、移動に困難を伴う人はかなりの数におよぶと思われます。そのような人たちの外出を支援するのが「移動サービス」です。

移動サービスの内容は明確に定められているわけではなく、サービスの担い手、利用者、サ

ービスの形態、利用料も多様です。これまで、主にNPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等が非営利のサービスとして提供しており、対象は高齢者や障害者等で身体的要因により移動が困難な人や、単独では公共交通機関の利用が困難な人が中心でした。しかし最近では、移動が困難となる要因は高齢や障害以外にも多様に存在するという認識が強まってきたことがあります。

なお、高齢者や障害者を対象とする移動サービスは、福祉輸送、あるいはスペシャル・トランジット・サービス（STS）と呼ばれることもあります。

ら、営利企業や個人がタクシーとして行うサービスや、交通が不便な地域における一般住民向けのサービス等もより広い意味で含むようになっています。

移動サービスには具体的にどのようなサービスがあるか紹介します。関連する法律や制度による呼び方と一般的に使われている呼び方とともにあります。

**① 無償運送**  
対象者を介助が必要な高齢者や障害者に限り、対価は営利に至らない範囲で、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人のみが、道路運送法79条による登録をして行う運送。登録を受けた非営利法人が、介護保険の訪問介護の事業者指定を受けていれば、介護保険が適用される送迎も可能。

**② 福祉有償運送**  
対象者を介助が必要な高齢者や障害者に限り、対価は営利に至らない範囲で、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人のみが、道路運送法79条による登録をして行う運送。登録を受けた非営利法人が、介護保険の訪問介護の事業者指定を受けていれば、介護保険が適用される送迎も可能。

**③ 過疎地有償運送**  
交通が不便な地域で、主に住民向けに、営利に至らない範囲で、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人のみが、道路運送法79条による登録をして行う運送。

## 移動サービスとは

### ④ 福祉限定タクシー

対象者を介助が必要な高齢者や障害者、一時的なケガや病気の人に対して行うタクシー。車両は営業用の青ナンバー、運転者は二種免許所持者。料金はタクシーの運賃が基本。道路運送法4条による限定許可を得て行う。

### ⑤ ヘルパーによる有償運送

介護保険の利用者を対象に、ケアプランに基づきヘルパーが行う運送。介護保険が適用される。事業所に営業用の青ナンバー車両（福祉限定タクシー等）が1台以上あることを条件に、道路運送法78条の許可を得て行う。通称として「4条ぶら下がり」と呼ばれることがある。

### ⑥ 自家輸送

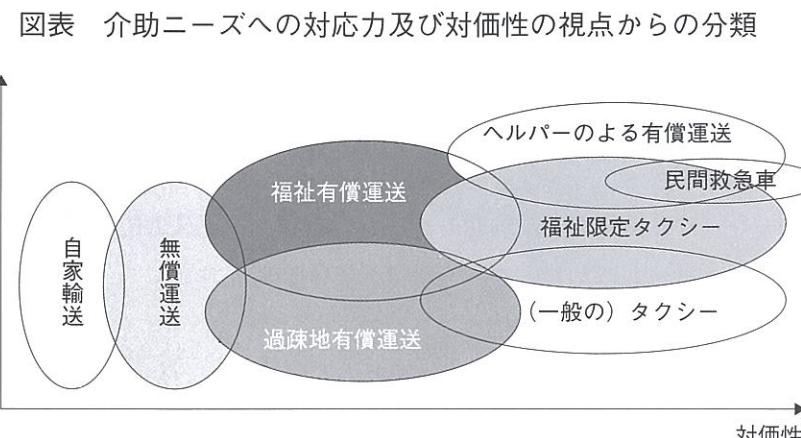
主となるサービスに付随して利用者から運送の対価を得ずに行う送迎。有償の運送に該当しないため、道路運送法での許可や登録を要しない。デイサービスでの利用者の送迎等がこの類型にあたる。

## 介助ニーズへの対応力と対価性の視点からの分類

### 多様なサービス内容は十人十色

利用者の多様な移動ニーズに応じて、さまざまなサービスが提供されています。

例えば、車いすを利用する障害児・者には福祉車両による送迎、同じ時間帯に同一の病院へ通院する透析患者には複数乗車、といったように使う車両や運行形態が異なります。また、介助の内容や程度もサービスによって異なります。自宅等の出発地の戸口から目



的で戸口まで、運転+乗降介助の「ドア・ツードア」で行うものもあれば、自宅のベッドから車いすへの移乗介助も行う「ベッド・ツーベッド」を行えるものもあります。

地域事情もサービス内容の多様性を生み出しています。例えば、エレベーターがない集合住宅が多い地域では階段の昇降介助を組み合わせたサービスが提供されていますし、公共交通機関が少ない過疎地では比較的自立度の高い高齢者を最寄りの駅や停留所まで送迎するサービスがあります。

また、根拠とする制度によっても提供できるサービス内容が異なります。例えば、自治体が提供する場合は当該地域の住民に利用が限られ、介護保険制度等と連動した送迎は利用目的が限られます。また、道路運送法79条登録の有償運送団体の場合は、利用者の要件が定められています。

市民活動から始まった移動サービスは、市民活動が持つ柔軟性や、利用者の視点（利用者が自由に移動したいという思い等）によって、サービスが多様化したと言えるでしょう。今後も利用者のニーズに合わせて、ますます多様化していくことが求められています。

### 参考文献（一部修正して転載）

全国移動サービスネットワーク監修「生活支援サービス立ち上げマニュアル3 移動サービ

ス」

混在していますが、道路運送法に沿つて次の6類型を見てみます。

サービスの形態、利用料も多様です。これまで、主にNPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等が非営利のサービスとして提供しており、対象は高齢者や障害者等で身体的要因により移動が困難な人や、単独では公共交通機関の利用が困難な人が中心でした。しかし最近では、移動が困難となる要因は高齢や障害以外にも多様に存在するという認識が強まってきたことがあります。

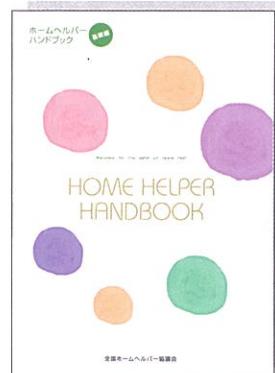
混在していますが、道路運送法に沿つて次の6類型を見てみます。

# 書籍のご案内

## ホームヘルパー ハンドブック（基礎編）

全国ホームヘルパー協議会では、ホームヘルパーの仕事について、基礎的な理解を深めるためのテキストとして、『ホームヘルパー ハンドブック（基礎編）』を作成・発行しています。

社会福祉の理念やホームヘルプサービスについての基本的な解説、ケアの考え方、業務の基本的な手順や留意点などについて、はじめてホームヘルパーとして働く方や、ホームヘルプサービスについて始めて学ぶ方にも分かりやすく解説したものです。事業所での新任ホームヘルパー研修や、職場内研修などにぜひご活用ください。



A5判 16頁  
価格：100円

### 主な内容

- ・社会福祉の基本理念とホームヘルプサービスの位置づけ
- ・ホームヘルパーが行うケアの基本的考え方
- ・業務の基本手順
- ・身につけたいマナー
- ・ホームヘルパー同士、他機関、他職種と一緒に仕事をする
- ・守らなければならない職場のルール 7
- ・法令遵守
- ・もっと勉強したい時には
- ・全国ホームヘルパー協議会 倫理綱領
- ・全国ホームヘルパー協議会とは

注文・問合先 全国社会福祉協議会 地域福祉部  
(全国ホームヘルパー協議会 事務局)  
Fax:03-3581-7858 Tel:03-3581-4655  
E-mail : z-chiiki@shakyo.or.jp